

2021年12月7日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および  
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（LMA）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については、外部評価機関のセカンドオピニオンを取得します（外部評価機関にはサステナブルファイナンスに関する知見と実績を有する関連子会社のしがぎん経済文化センター(KEIBUN)を含みます）。営業統轄部ソリューション営業室の専門チームが、セカンドオピニオンをふまえ各種原則等への適合性を検証し営業統轄部長が適合性の最終判断を行います。営業統轄部は与信部署である審査部とは独立した立場で判定を行います。

## 2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しております。

各種原則等に適合する当行が引受手となる銀行保証付私募債等の投融資については、外部評価機関のセカンドオピニオンを取得します（外部評価機関にはサステナブルファイナンスに関する知見と実績を有する関連子会社のしがぎん経済文化センター(KEIBUN)を含みます)。営業統轄部ソリューション営業室の専門チームが、セカンドオピニオンをふまえ各種原則等への適合性を検証し営業統轄部長が適合性の最終判断を行います。営業統轄部は与信部署である審査部とは独立した立場で判定を行います。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については、外部評価機関のセカンドオピニオンを取得します（外部評価機関にはサステナブルファイナンスに関する知見と実績を有する関連子会社のしがぎん経済文化センター(KEIBUN)を含みます）。営業統轄部ソリューション営業室の専門チームが、セカンドオピニオンをふまえ各種原則等への適合性を検証し営業統轄部長が適合性の最終判断を行います。営業統轄部は与信部署である審査部とは独立した立場で判定を行います。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

各種原則等に適合する当行が引受手となる銀行保証付私募債等の投融資については、投融資については、外部評価機関のセカンドオピニオンを取得します（外部評価機関にはサステナブルファイナンスに関する知見と実績を有する関連子会社のしがぎん経済文化センター(KEIBUN)を含みます）。営業統轄部ソリューション営業室の専門チームが、セカンドオピニオンをふまえ各種原則等への適合性を検証し営業統轄部長が適合性の最終判断を行います。営業統轄部は与信部署である審査部とは独立した立場で判定を行います。

## 5. トランジション・ファイナンス

### (1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

### (2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については、外部評価機関のセカンドオピニオンを取得します（外部評価機関にはサステナブルファイナンスに関する知見と実績を有する関連子会社のしがぎん経済文化センター(KEIBUN)を含みます）。営業統轄部ソリューション営業室の専門チームが、セカンドオピニオンをふまえ各種原則等への適合性を検証し営業統轄部長が適合性の最終判断を行います。営業統轄部は与信部署である審査部とは独立した立場で判定を行います。

## II. I. に準じる投融資

### 1. 類型その1

#### (1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金用途非限定）

- ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ②融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ③融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして外部評価を得たものであること

#### (2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

投融資先のインパクト評価およびその結果の開示を行う仕組みの構築については、「インパクトファイナンス実施体系」を文書化し、独立した外部評価機関のセカンドオピニオンを取得しています。

また、各種原則等に適合する投融資については、外部評価機関のセカンドオピニオンを取得します（外部評価機関にはサステナブルファイナンスに関する知見と実績を有する関連子会社のしがぎん経済文化センター(KEIBUN)を含みます）。営業統轄部ソリューション営業室の専門チームが、セカンドオピニオンをふまえ各種原則等への適合性を検証し営業統轄部長が適合性の最終判断を行います。営業統轄部は与信部署である審査部とは独立した立場で判定を行います。

以 上